

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当 手当の現況届・所得状況届を提出してください

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当

児童扶養手当、母子家庭等医療費助成制度 の所得制限限度額の変更

児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の所得状況届を提出してください。

該当者には必要書類を送付

します。この届で8月分以降の受給資格を確認します。提出がないと8月分以降の手当が支給できません。

各手当には所得制限があり、所得が限度額を超えるため、手当の支給停止が予想される場合も届出は必要です。

▼期間

①特別児童扶養手当は、8月

10日(金)～9月11日(火)

②①以外は、8月10日(金)～31日(金)

▼提出先 社会福祉課または各振興局市民福祉課

《問合せ》社会福祉課生活援

護係 ☎24-7031(児童扶養手当)、社会福祉課障害福祉係 ☎24-7033(児童扶養手当以外)

特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。
※前述2手当は児童が福祉施設に入所している場合は対象になりません。

特別障害者手当・障害児福祉手当の対象者

日常生活で常時特別の介護が必要な最重度の障害者で20歳以上の在宅の方です。
※施設に入所または長期入院(児童は除く)している方は対象になりません。対象となるには所得制限の他、障害の程度等条件があります。

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を共にできない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を含む)を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。



障害児福祉手当

日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方です。

《全部支給における受給者本人の所得制限限度額》

扶養親族等の数	改定前 ()内は年収の目安	改定後 ()内は年収の目安
0人	190,000円(92万円)	490,000円(122万円)
1人	570,000円(130万円)	870,000円(160万円)
2人	950,000円(171万円)	1,250,000円(215万円)
3人	1,330,000円(227万円)	1,630,000円(270万円)

8月分以降の児童扶養手当について、全部支給の所得制限限度額が30万円引き上げとなります。

母子家庭等医療費助成制度

児童扶養手当制度の改定に伴い、母子家庭等医療費助成

制度の所得制限限度額も8月1日から引き上げとなります。

7月1日の年次更新で非該当だった方は、改正後の基準で再判定し結果を通知します。本年度の現況届を提出していない方、未申請などで様式が手元にならない方は、市民課国保医療係または各振興局市民福祉課の窓口で手続きをしてください。

《問合せ》社会福祉課生活援護係 ☎24-7031(児童扶養手当)、市民課国保医療係 ☎21-9061(母子家庭等医療)

5～7月分の特別障害者・障害児福祉手当を振込みます

手当を受けている方が施設等に入所、病院に入院(3カ月を超える)、または亡くなった場合は連絡してください。

振込日 8月10日(金)
《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033

5～7月分の児童扶養手当を振込みます

振込日 8月15日(水)
《問合せ》社会福祉課 ☎24-7031

兵庫県政 150周年

平成30(2018)年、兵庫県は誕生から
150周年の節目を迎えます。
【記念事業実施期間/平成30年1月1日~平成31年3月31日】



五つの国で、
ひとつの未来へ



▲地域包括支援センター事務所

地域包括支援センターとは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談受付や高齢者の見守り、心身の状態に合わせた支援を行う高齢者の総合的な相談サービスの拠点です。

「介護保険のサービスを利用したい」「1人暮らしをしている親が、物忘れがひどくなり心配である」「足腰が弱くなってきた、筋力を付けるためにはどうしたらいいか」「お金の管理や契約に不安がある」など、さまざまな相談に応じています。「どこに相談したらいいのか分からぬ」といった悩みも、気軽に相談してください。内容に応じ、適切なサービスや機関、制度の利用につながります。



▲気軽に相談にお越しください

また、地域包括支援センターは、認知症に関する相談窓口(認知症相談センター)として、認知症に関する相談も受け付けています。

認知症は誰にでも起こりうる病気です。1人で悩まず、早めに相談してください。

地域包括支援センターだより 地域包括支援センターって？

《申込み・問合せ・相談窓口》

名称	担当圏域	住所	電話番号
豊岡地域包括支援センター	豊岡	立野町12-12	24-2409
城崎・竹野地域包括支援センター	城崎・港	城崎町湯島625-9	32-4599
〃 (竹野分室)	竹野	竹野町須谷1478	47-1425
日高地域包括支援センター	日高	日高町祢布891-2	42-0158
出石・但東地域包括支援センター	出石	出石町福住1302	52-7015
〃 (但東分室)	但東	但東町出合433-1	54-0515

※地域ごとに地域包括支援センターが設置されています。

